

かわさきチャレンジ・3Rニュース

「川崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づく市の取組や、ごみ減量・リサイクル等に役立つ情報を紹介します。

第14号

平成 22 年 11 月 発行



キレイクン



平成 22 年 12 月 1 日から

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を

「散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域」に指定!

ポイ捨て禁止条例及び路上喫煙防止条例に基づき、平成 22 年 12 月 1 日から、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺を散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域に指定します。これにより 7 行政区全てに重点区域が指定されます。

この区域でポイ捨て及び路上喫煙をすると 2,000 円の過料処分となりますが、条例の趣旨は、過料が目的ではなく、意識啓発することにより環境美化の促進と安全な地域社会の確立を目指していくことにあります。

きれいで安全なまちをつくるためには、一人ひとりが「ポイ捨てをしない」、「路上喫煙をしない」ことが重要です。

これからも、市では、市民の皆様と協力して、ポイ捨て禁止・路上喫煙防止の呼びかけや清掃活動を行うキャンペーン等を行っていきます。

きれいで安全なまちづくりにご協力ください。

ポイ捨て・路上喫煙に
レッドカード!



©川崎フロンターレ



好きです。
きれいな川崎。



【既存の散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域】

- ・川崎駅周辺 (川崎市・幸区)
- ・武蔵小杉駅周辺 (中原区)
- ・武蔵溝ノ口駅周辺 (高津区)
- ・鷺沼駅周辺 (宮前区)
- ・新百合ヶ丘駅周辺 (麻生区)

川崎市では、市内全域で「ポイ捨て」が禁止されています。



問い合わせ先：環境局減量推進課 普及広報係 電話 044 (200) 2580